

介護保険料を 徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方について、定められた期限内に保険料を納めることが困難と納付相談などで認められた、第1号（65歳以上）被保険者（注2）

（注2）『第1号被保険者』：65歳以上の方

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料を対象として、6か月以内で徴収を猶予するものです。

◆申請に必要なもの

申請書、被災証明書（写）、その他の被災状況を確認できる書類

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

（5）水道料金・下水道使用料の減免

水道料金・下水道使用料を 減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆水道料金・下水道使用料の減免とは

下記の「対象となる方」の令和4年5月請求分の水道料金・下水道使用料を減免するものです。

◆対象となる方は

発災時に宮城県大崎広域水道から給水を受けている、高清水地区、瀬峰地区の水道・下水道等使用者

◆減免内容は

令和4年5月請求分の水道基本料金・下水道基本使用料を免除します。

◆申請に必要なもの

申請等の手続きは必要ありません。